福島県福島市桜本字会沢国有林
五四林班ろ小班
字木通沢一番一一号地先河川敷
在庭坂字先達山二五番八地先河川敷
二五番七
二五番六
二六番一
三番一一
四番四
八番一一
九番一一
二五番一〇
二五番九
二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鎌笠沢
(1)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県西村山郡西川町大字水沢
字上ノ平　一一三一一番一
一一三八番一
一四五番一

一号
二号及び三号
四号から七号まで、十号及び十一号
八号及び九号
十二号から二十三号まで及び六十一号から六十六号まで
二十四号から二十九号まで
三十二号から四十一号まで
四十二号
四十三号及び四十四号
四十五号から四十七号まで
四十八号から六十号まで
一一三一番五
一一三二番一
一一三三四番一一
九六〇番一
字坂ノ下
十九号から二十一号まで及び二十七号
二十二号から二十六号まで
四十三号
四十四号から五十三号まで

○国土交通省告示第四百六十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＬＹ	141673	おくしり	25. 3. 15
７ＪＮＩ	141790	神海丸	25. 3. 6
７ＪＮＫ	141797	第二十一正進丸	25. 3. 14
７ＪＮＭ	141804	ＮＳＵ　ＬＯＤＥ　ＳＴＡＲ	25. 3. 26
７ＪＮＱ	141825	ＥＬＥＧＡＮＴ　ＳＡＬＵＴＥ	25. 3. 1
７ＪＮＴ	141834	第三十五豊進丸	25. 3. 27
７ＪＮＶ	141840	第六十二源榮丸	25. 3. 8
７ＪＮＷ	141841	第六十五源榮丸	25. 3. 15
７ＪＮＹ	141853	光邦丸	25. 3. 26
７ＪＮＺ	141857	ＣＡＰＥ　ＡＣＡＣＩＡ	25. 3. 4
７ＪＯＢ	141858	第八十一大喜丸	25. 3. 21
７ＪＯＦ	141866	ＧＯＬＤＥＮ　ＨＯＲＩＺＯＮ	25. 3. 22
７ＪＯＧ	141874	さんらいなぁ２	25. 3. 5
７ＪＯＩ	141766	制海	25. 3. 21
７ＪＯＪ	141776	大函丸	25. 3. 19
７ＪＯＬ	141778	なち	25. 3. 19
７ＪＯＭ	141829	翼	25. 3. 5
７ＪＯＮ	141838	ひまわり７	25. 3. 26
７ＪＯＰ	141844	あおたき	25. 3. 14
７ＪＯＱ	141854	第二十一不動丸	25. 3. 14
７ＪＯＳ	141855	みのお	25. 3. 22
７ＪＯＴ	141862	たいかい	25. 3. 21
７ＪＯＵ	141868	第十二近雄丸	25. 3. 29
７ＪＯＶ	141869	はぎおおしま	25. 3. 12
７ＪＯＷ	141870	ことぶき	25. 3. 22
７ＪＯＸ	141873	神力丸	25. 3. 22
７ＪＯＹ	141875	第八ゆたか丸	25. 3. 21
７ＪＯＺ	141877	あたご	25. 3. 19
７ＪＰＡ	141881	壬辰丸	25. 3. 21
７ＪＰＢ	141734	第七福神丸	25. 3. 14
７ＪＰＣ	141886	光伸丸	25. 3. 12
７ＪＰＤ	141887	おおくに丸	25. 3. 21
７ＪＰＥ	141895	第八新江丸	25. 3. 22
７ＪＰＦ	141898	若越	25. 3. 15

○国土交通省告示第四百七十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＬＰＹ	91324	第二十五寿美丸	25. 3. 27
７ＪＣＲＩ	127177	鴻進丸	25. 3. 15
７ＪＥＤＪ	128553	第八十一若潮丸	25. 3. 15
７ＪＥＶＨ	129968	第七裕祥丸	25. 3. 15
７ＪＩＶＷ	123839	第三十五豊幸丸	25. 3. 29
７ＪＬＡＤ	130152	第八裕祥丸	25. 3. 15
７ＪＰＰＧ	119345	つしま	25. 3. 7
７ＪＥ３１１８	132260	第十七菱安丸	25. 3. 12
７ＪＥ３１３２	132244	第五十一八重丸	25. 3. 7
７ＪＦ２０５８	119994	たかしま	25. 3. 27
７ＪＧ３６９０	121427	みのお	25. 3. 25
７ＪＧ４８５８	132031	第五千歳丸	25. 3. 15
７ＪＧ５５８２	136733	ほっかいどう丸	25. 3. 29
７ＪＨ２９２９	124365	第八十一正徳丸	25. 3. 28
７ＪＨ３０９０	128488	びぜん	25. 3. 25
７ＪＩ２９２５	119551	第三十一幹丸	25. 3. 1
７ＪＩ３１８６	125160	あさしお	25. 3. 29
７ＪＩ３５６７	134167	第八りゅう丸	25. 3. 27
７ＪＪ３３７７	125319	第一長幸丸	25. 3. 13
７ＪＪ３４７５	129117	海洋	25. 3. 25
７ＪＪ３７００	132344	第十一進宝丸	25. 3. 27
７ＪＪ３７２３	131840	光陽丸	25. 3. 25
７ＪＫ４８８２	130949	第二大成丸	25. 3. 13
７ＪＫ４９７８	131028	重宝丸	25. 3. 12
７ＪＫ５０７５	132500	三帝丸	25. 3. 22
７ＪＫ５１９０	133047	千陽丸	25. 3. 18
７ＪＫ５５１７	135325	カルピーポテト丸	25. 3. 22
７ＪＫ５５６９	136149	みやじま	25. 3. 19
７ＪＬ５８７８	131447	三萬吉	25. 3. 22
７ＪＬ６１４２	133897	第八玉力丸	25. 3. 14
７ＪＬ６２３５	133955	第三福吉丸	25. 3. 11
７ＪＬ６２６４	134843	新洋丸	25. 3. 7
７ＪＬ６３３１	134907	第三栄幸丸	25. 3. 28
７ＪＬ６３４２	134911	第七福神丸	25. 3. 8
ＪＭ３７０３	117030	第一海洋丸	25. 3. 19
ＪＭ５９４７	131335	八協和	25. 3. 15
ＪＭ６００９	131400	第五高砂丸	25. 3. 13
ＪＭ６４４７	134626	第十一大日丸	25. 3. 4
ＪＭ６４６４	134560	大国丸	25. 3. 21
ＪＭ６５７７	134654	新日聖	25. 3. 4

○国土交通省告示第四百七十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年四月十一日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称
株式会社大佐和自動車教習所

2　主たる事務所の所在地
千葉県富津市千種新田八十八番地

3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称
株式会社大佐和自動車教習所

2　主たる事務所の所在地
千葉県富津市千種新田八十八番地

3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）